

—政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第517号)

—当局政策関連—

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表しております。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を引き続き打ち出しており、中国全土における操業再開の更なる拡大や、国内観光ツアーの再開などの動きが見られております。

ここでは新型コロナウイルス関連政策に限らず、当局政策の中で、直近に公布されたその他の主な政策をお知らせ致します。

【政府当局の主な政策動向】

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
商務部	サービス貿易のイノベーション発展試行の全面深化総体方案に関する商務部の通知 商服貿発〔2020〕165号 (2020.8.5) 商務部关于印发全面深化服务贸易创新发展试点总体方案的通知 商服貿发〔2020〕165号 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/202008/20200802992306.shtml	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サービス貿易のイノベーション・発展を促す試行地域を現行の17カ所から28カ所に拡大し、大連や、アモイ、青島、石家荘、長春、合肥、済南、昆明、ウルムチ等を追加した ➢ 試行地域（北京、天津、上海、海南、アモイ、深圳、杭州、広州、武漢、成都、西安、西咸新区等）において、外国人学校の設立許可権を省級教育主管部門から更に下部に移譲することを模索する ➢ 海外法人による中国国内におけるNVOCCとしての事業展開を認める ➢ 試行地域（海南、深圳、広州等）において海外事業者との越境医療保険商品の共同開発を支持する ➢ 試行地域（北京、天津、上海、海南、深圳、南京等）における適格国内機関投資家（QDII。証券会社、資産運用会社、先物会社を含む）による海外市場での直接投資、証券、デリバティブ等の投資を認める ➢ 海外で組成した私募ファンドが試行地域（北京、天津、上海、海南、深圳、石家荘、南京、杭州、合肥、広州、蘇州、雄安新区等）におけるハイテク新興企業に出資することを支持する ➢ 試行地域（北京、天津、上海、海南、アモイ、深圳、南京、杭州、広州、蘇州、雄安新区等）における法律事務所が外国籍弁護士を外国法律顧問として採用することを認める。中国域外での弁護士としてのキャリアが3年以上との資格要件を適度に緩和する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">商務部</p>	<p>サービス貿易のイノベーション発展試 行の全面深化総体方案に関する商務部 の通知 商服貿發〔2020〕165号 (2020.8.5)</p> <p>商务部关于印发全面深化服务贸易创新 发展试点总体方案的通知 商服貿發〔2020〕165号 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/202008/20200802992306.shtml</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 試行地域（北京、天津、上海、海南、アモイ、深圳、南京、杭州、武漢、西安、威海、西咸新区等）において国際教育イノベーション試験区の建設を支持し、外国側との学校共同運営を推進する。外国籍の教師、専門家、技術者等の導入に向けた支援策を強化する ➤ 試行地域において、高度人材の導入に向けてより開放的な出入国・在留制度を検討する ➤ 中国の永住権や、他国の弁理士資格を取得した外国人が、中国の弁理士試験を受験し、特許事務所のパートナー若しくは株主になることを認める ➤ 国際的な専門資格、もしくは特定の国・地域で金融や企画等現代サービス業の従業員資格を取得した専門人材は届け出をした上で、試行地域（北京、天津、上海、海南、アモイ、深圳、南京等）でサービスを提供することを認める。中国域外のキャリアを中国域内のそれと同様に扱うことが可能である（業界に特別な規定がある場合を除く） ➤ 国際協力園區において、中日成都サービス業の開放協力、中韓威海サービス貿易協力、中ロハルビンサービス貿易協力、中国・シンガポール（蘇州、重慶）サービス貿易協力、中英上海サービス貿易協力、中独南京サービス貿易協力等のモデルプロジェクトに注力する ➤ 海外投資家が人民元で直接投資し、国内企業の国有持分の譲渡取引に参加することを支持する ➤ ビジネス、交流、訪問等経済貿易活動の目的で試行地域に赴く特定の国・地域の人員に対し、144時間のトランジットビザ免除ポリシーを更に改善する ➤ 試行地域への医療観光者に対し出入国と滞在に便宜を図る ➤ 試行地域における企業が、外国籍高度人材を含む従業員に対し、規定に基づき企業年金を導入することを奨励する ➤ 外国人材によるハイテク企業の設立に便宜を図る。試行地域において、永住権を取得した外国人が国家科学技術計画プロジェクトのリーダー役や、研究開発機関の代表者を務めることを認める ➤ ゲーム・アニメの企画制作、映像制作、展示会の企画、デザイン等の分野における外国人材の認定条件と基準を改善し、関連分野における実務力の高い人員の導入を支援し、関連産業のサービス輸出力を高める

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
商務部	<p>サービス貿易のイノベーション発展試 行の全面深化総体方案に関する商務部 の通知 商服貿発〔2020〕165号 (2020.8.5)</p> <p>商务部关于印发全面深化服务贸易创新 发展试点总体方案的通知 商服貿发〔2020〕165号 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/202008/20200802992306.shtml</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国人によるモバイル決済の利用や、国内での消費に便宜を図るため、外国人に対するユーザー登録時の身分情報検証手続きを便利にする。利用状況等によって試行地域を拡大する ➤ 京津冀（北京・天津・河北）、長三角（長江デルタ）、粵港澳大湾区（広東・香港・マカオベイエリア）及び中西部の条件を満たす試行地域（先ず深圳、成都、蘇州、雄安新区及び冬季オリンピック関係部門と協働して推進）においてデジタル人民元を試行導入する ➤ 外国人観光団のクルーズ船による試行地域（天津、上海、海南、大連、アモイ、青島、深圳、広州、威海等）の港湾からの入国につき、15日間のビザ免除政策の導入を推進する ➤ アジア太平洋地域主要国・地域の間でサービス貿易におけるサービスプロバイダーに発行された証明書の相互認定を推進する ➤ 中国域外の知名度の高い仲裁及び紛争解決機関が試行地域において拠点を設立し、国際投資、貿易等の仲裁業務を展開することを認める ➤ 試行期間は3年間とする
	国家税務 総局等	<p>20種類商品に対する減免税停止に係 る規定の廃止に関する財政部、税関総 署、税務総局の公告 財政部 税関総署 税務総局公告 2020 年第36号 (2020.8.5)</p> <p>财政部 海关总署 税务总局关于不再执 行20种商品停止减免税规定的公告 财政部 海关总署 税务总局公告 2020 年第36号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5155535/content.html</p>
財政部		<p>中華人民共和国都市維持建設税法 (2020.8.12)</p> <p>中华人民共和国城市维护建设税法 http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202008/t20200812_3566258.htm</p>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
財政部	<p>中華人民共和国都市維持建設税法 (2020. 8. 12)</p> <p>中华人民共和国城市维护建设税法 http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202008/t20200812_3566258.htm</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 課税対象額は納税者が実際支払った増値税（期末の還付額等を控除）、消費税額とする（従来の営業税を削除）。具体的な課税方法について、国務院は本法と関連税法、行政規定に基づき、全国人民代表大会常務委員会にて届け出をする。従来の「省・自治区・直轄市政府が実施細則を制定し、財政部にて届け出をする」との文言を削除した ➤ 輸入貨物、中国域外の事業者及び個人が中国域内に向けて労務、サービス、無形資産を提供する際に支払った増値税、消費税に対し、都市維持建設税を免除することを明記した ➤ 「国民経済と社会発展の必要に応じるため、国務院は重大公共インフラ施設の建設、特定の産業と対象及び重大突発事件への対応等の情状に対し、都市維持建設税の減免を定めることが可能であり、全国人民代表大会常務委員会にて届け出をする」との文言を盛り込んだ
	<p>中華人民共和国契税法 (2020. 8. 12)</p> <p>中华人民共和国契税法 http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202008/t20200812_3566278.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本法は2021年9月1日より施行する。1997年7月7日に国務院により公布された『中華人民共和国契稅暫定條例』は廃止となった ➤ 本法は現行の『中華人民共和国契稅暫定條例』、『中華人民共和国契稅暫定條例細則』等の内容を踏襲し、契稅関連規定を法律として格上げし定めている ➤ 契稅の稅率については現行の3%~5%に据え置き。具体的な稅率については、現行と同様に各省・自治区・直轄市政府が現地の実情に基づき上記レンジ内で設定する。所在地同レベルの人民代表大会常務委員会による可決、全国人民代表大会常務委員会と国務院への届け出が必要（従来は財政部と国家稅務總局にて届け出をする） ➤ 契稅の減免政策の適用対象について、本法では『中華人民共和国契稅暫定條例』と『中華人民共和国契稅暫定條例細則』等に挙げられた情状を盛り込んだ
国務院	<p>對外貿易と外資の安定確保作業の着実な実施に関する国務院弁公庁の意見 国弁發〔2020〕28号 (2020. 8. 12)</p> <p>国务院办公厅关于进一步做好稳外贸稳外资工作的意见 国办发〔2020〕28号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/12/content_5534361.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中国輸出信用保險公司是リスクコントロール可能なことを前提に、積出前の受注キャンセルへのリスク保障を積極的に行う。2020年末まで、中国輸出信用保險公司是對外貿易企業の申請に基づき、短期保險に係る支払期限の変更、支払猶予期間、請求期限の延長等を行うことが可能である

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">国務院</p>	<p>対外貿易と外資の安定確保作業の着実な実施に関する国務院弁公庁の意見 国弁発〔2020〕28号 (2020.8.12)</p> <p>国务院办公厅关于进一步做好稳外贸稳外资工作的意见 国办发〔2020〕28号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/12/content_5534361.htm</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条件を満たす地方の政府性信用保証機関が融資リスクの分担に参加し、輸出信用保険対象外の貸付金に対し一定の保証を提供することを奨励する。商業銀行はこの条件下で、貸出金利を合理的に決める ➤ 各種金融機関による小規模零細対外貿易企業への金融支援の強化を支持する ➤ 貿易業の新業態発展支援策について、貿易企業が指定された市場において一定額以内で多品種・小ロットの製品を買い付けて輸出する場合に簡易通関制度を適用する「市場購買貿易方式」の試行対象地域を全国約30都市に拡大する。越境ECプラットフォーム、クロスボーダー物流の発展と海外倉庫の建設等を支持する。輸出入銀行、中国輸出信用保険公司等各種金融機関がリスクコントロール可能なことを前提に海外倉庫の建設に対し積極的にサポートすることを奨励する。より多くの認定基準をクリアした対外貿易総合サービス企業を税関のAEO事業者として承認する ➤ 東部と中西部、東北地域による加工貿易産業園区の共同建設。中西部、東北地域が優位性を生かし、労働集約型対外貿易産業の移転を受け入れることを奨励する ➤ 紡織品、アパレル、家具、靴、プラスチック製品、バッグ、玩具、石材、農産品、コンシューマーエレクトロニクス等労働集約型製品を輸出する企業に対し、税金や行政関連費用の引き下げ、輸出金融、雇用安定、電気・水道料金等の面での支援策を更に強化する ➤ 大型基幹対外貿易企業リストを固め、これら企業とそのコアの関連企業が生産・経営で発生した問題の解決を進め、輸出入の各プロセスにおいてサポートし、「一企一策（企業ごとの施策）」で企業を支援する。リスクコントロール可能なことを前提に、大型基幹対外貿易企業に対し輸出時の税還付ペースを更に速める支援策を検討する ➤ 力と意欲のある地方政府、重点業界団体がオンラインで展示会を開催することを支持、奨励する ➤ 通関費用の透明性と比較可能性を高める。輸出企業に対する技術貿易関連コンサルティングサービスの提供を強化し、企業による海外市場の開拓に助力する。油脂・原料、肉類、乳製品の輸入を拡大し、市場の供給を確保する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">国務院</p>	<p>対外貿易と外資の安定確保作業の着実な実施に関する国務院弁公庁の意見 国弁発〔2020〕28号 (2020.8.12)</p> <p>国务院办公厅关于进一步做好稳外贸稳外资工作的意见 国办发〔2020〕28号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/12/content_5534361.htm</p>	<p>（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新型コロナ対策を徹底的に実施することを前提に、関係国とのファストトラック制度の確立に向けた交渉を引き続き推進し、対外貿易、外資企業のビジネス、物流、生産及び技術サービスに必要な人員の往来に便宜を図る。国際線旅客便の運航数を段階的に増やすほか、主要対中投資国との便数を適度に増やし、海外ビジネスパーソンの入国を便利にする ➤ 現行の融資支援策である1.5兆元の再貸付・再割引枠の適用について、外資企業を国内企業と平等に扱う。重点外資企業への金融支援を強化する。輸出入銀行の5,700億元の新規貸出枠につき、条件を満たす重点外資企業への支援に割り当てることを認める ➤ 投資総額1億米ドル以上の重点外資プロジェクトを全国範囲でリストアップし、準備段階から、建設、稼働等まで国内企業と同一に扱い、海域と土地の使用や環境アセスメント等の面でのサービスサポートを強化する ➤ ハイテク企業の認定について、関連政策の周知・宣伝や、認定サービスを強化し、より多くの外資をハイテク、ライフ分野に呼び込む ➤ 外資R&Dセンターにハイテクイノベーション支援の優遇税制を適用しやすくする。適用要件となる専門人員の数を引き下げる。外資によるR&Dセンターへの投資・設立を奨励する
	<p>『行政・法執行機関による犯罪嫌疑案件移送の規定』の改正に関する国務院の決定 国令第730号 (2020.8.14)</p> <p>国务院关于修改《行政执法机关移送涉嫌犯罪案件的规定》的决定 国令第730号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/14/content_5534841.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「知的財産権分野の違法案件につき、行政・法執行機関は調査、収集し得た証拠と判明した案件の事実を踏まえ、犯罪の疑いがあると合理的に判断し、公安機関が刑事案件としての立件追訴基準に達するか否かを判断するために更に証拠を収集する必要があるとした場合、公安機関に移送しなければならない」を追加した ➤ 「関係機関には本規定の第15条（行政・法執行機関による案件関連物品の隠匿、着服、隠滅）、第16条（行政・法執行機関による公安への案件移送の怠り）、第17条（公安による移送案件の引き受けと立件の怠り）に挙げられた違法行為があることにより、監察機関が法に従い法に反した公職者に処分を科す必要がある場合、関係機関及びその主管機関もしくは政府は関連規定に基づき関係案件及びその情報を監察機関に移送しなければならない」を追加した

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。